

投票方法 3つの方法があります

①投票日当日に投票 —— 10月17日

▶投票日当日、入場券に記載された投票所に行って投票します。入場券を忘れず持参してください。当日会場に行けない人は、下記②または③で投票できます。

②期日前投票 —— 投票日に予定がある人

▶仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票日当日に投票できない人は、事前に投票することができます。投票の際は、入場券裏面の「期日前投票宣誓書」を記載し、市内2会場のいずれかで投票ください。

期間 ▶10月11日(月)～16日(土)

▶8時半～20時

会場 ▶市役所本庁舎 1階

▶宮守総合支所 1階

投票の際の持ち物です

有権者に一人一枚届きます

「投票所入場券」

選挙権のある人には、10月14日頃までに「投票所入場券」(下図)を「はがき」で郵送します。裏面には、期日前投票で必要となる「期日前投票宣誓書」を印刷しています。

投票の際は、入場券を忘れずに持参してください。

投票所入場券の表面には、選挙人名簿記載の住所、氏名、年齢、性別、選挙区、投票所名、投票時間、投票方法(投票所または期日前投票)が記載されています。

裏面には「期日前投票宣誓書」が印刷されており、投票日当日に投票しない旨を宣言する欄があります。

【表】

【裏】

期日前投票は、投票用紙に候補者名を記入。投票日当日は、「○」を記入します。目や手が不自由で書くのが難しい人は、係員が代わって記入する「代理記載」で投票できます。点字の投票も可能。希望者は投票時、受付係に申し出てください。

③不在者投票 —— 期間中、市外にいる人

▶10月11日以降、市外に滞在している場合、次の3つの制度を利用し、滞在先の市町村から投票できます。不在者投票を希望する場合は、あらかじめ本市選挙管理委員会へ連絡してください。

01. 遠隔地に滞在している場合

市外滞在地の市町村選挙管理委員会で投票できます。事前に投票用紙の請求手続きが必要です。

02. 指定病院などに滞在している場合

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどでは、施設内で投票できます。病院・施設長が代理で投票用紙を請求できますので、病院などに直接申し出てください。

03. 郵便などでの投票 ※10月17日、15時必着

障がいなどにより投票所での投票が困難な人は郵便などで投票できます。次の要件に該当する人は、事前に申請し、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けることでこの制度を利用できます。

手帳・被保険者証	障がいの種類・要介護状態区分	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 免疫、肝臓	1、2級 1、3級 1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第2項症 特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

「郵便等による不在者投票」の対象で、次のいずれかに該当し自書が困難な人は、あらかじめ代理記載人(選挙権がある人限定)を市選管に届け出ることで投票に関する記載を代理させ投票できます。

手帳	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症～第2項症

投票日時 選挙期日

10月17日(日) 7時～18時

投票できる人 次の3つの条件を満たす人

条件01 日本国籍がある

条件02 投票日(10月17日)時点で
18歳以上 (平成15年10月18日以前に生まれた人)

条件03 令和3年7月9日以前から引き続き遠野市内に居住し、住民基本台帳に登録されている

※9月25日以降に「市内転居」した人は、転居前の投票所で投票

投票所変更 対象者は留意ください

▶施設整備中のため、「土淵第1投票区」の投票会場が変わります。

(変更前) 土淵地区センター ▶ (変更後) 土淵小学校体育館

投票所での新型コロナ
感染予防にもご協力ください

大切な一票です
棄権しないで投票しましょう



問い合わせ

遠野市選挙管理委員会事務局 (☎62-2111内線116、123) 遠野市選挙管理委員会 [検索](#)

